

審 議 経 過

N o .

（1）防災指針について

資料を用い、立地適正化計画に定める防災指針について説明を行った。

●災害リスク分析について

- ・災害が発生する可能性を示す「災害ハザード情報」と住宅・避難所の立地状況や避難経路となる道路網の整備状況等を示す「都市情報」を用いた重ね合わせ分析を行った。
- ・分析では、①垂直避難は可能か、②避難所への避難（水平避難）は可能か、③要配慮者の生命維持に危険はないか、④長期にわたり取り残される住宅等はないか、⑤道路の途絶等により救急活動や復旧活動の遅れが生じるおそれはないか、⑥火災発生時における延焼のおそれはないか、という5つの視点から課題抽出を行った。
- ・洪水浸水については、すでに居住誘導区域から浸水深3.0m以上のエリアを除外していること、残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではないことを踏まえて、「リスクの低減」を取組の軸として定めた。
- ・洪水における家屋倒壊等氾濫想定区域については、すでに居住誘導区域から当該ハザードエリアを除外していること、都市計画区域内の当該ハザードエリアを全て解消することは現実的ではないことを踏まえて、「リスクの回避」と「リスクの低減」を取組の軸として定めた。
- ・高潮浸水については、残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではないこと、高潮の発生は事前予測が比較的容易であり、想定されている規模の高潮は洪水や土砂災害と比較して発生頻度が極めて低いことを踏まえて、「リスクの低減」を取組の軸として定めた。
- ・ため池浸水については、すでに居住誘導区域から浸水深3.0m以上のエリアを除外していること、残存する災害リスクによる人的被害の規模は小さいことを踏まえて、「リスクの低減」を取組の軸として定めた。
- ・津波浸水については、すでに居住誘導区域から浸水深2.0m以上のエリアを除外していること、残存する災害リスクによる人的被害の規模は小さいことを踏まえて、「リスクの低減」を取組の軸として定めた。

- ・土砂災害警戒区域等については、すでに居住誘導区域から当該ハザードエリアを除外していること、都市計画区域内の当該ハザードエリアを全て解消することは現実的ではないことを踏まえて、「リスクの回避」と「リスクの低減」を取組の軸として定めた。
- ・地震災害については、発生箇所や被害規模の事前予測が困難であり、残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではないことを踏まえて、「リスクの低減」を取組の軸として定めた。

●防災まちづくりの将来像と取組方針について

- ・リスク分析の結果を踏まえて、「官民一体となった自助・共助・公助による安心して暮らし続けられるまちづくり」という将来像を定めた。
- ・取組方針として、①人的・物的被害の回避策の充実、②インフラ等の整備・機能向上、③インフラ等の維持管理体制の充実、④情報発信の強化・充実、⑤市民・企業等の意識啓発という5つの取組方針を定めた。

●実現に向けた具体的な取組一覧について

- ・防災指針に基づいて実行する防災・減災の取組を一覧表で整理した。
- ・表では、各取組が対応する防災・減災対策の考え方（リスクの低減/回避、ソフト対策/ハード対策）、対応する取組方針、主な実施主体、対応する災害種別、スケジュール（短期、中期、長期）を整理した。

●防災指針における目標値の設定について

- ・防災指針における目標値の案として、①居住誘導区域内における避難所の人口カバー率、②「防災ネットあんあん」の登録件数、③災害危険箇所や避難場所の周知の徹底や活発な地域消防団活動などにより、安心して暮らすことができると「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合、④要配慮者施設の避難計画書の作成数、という4つの指標を定めた。

(委員長)

- ・防災指針について説明いただいたが、ご質問やご意見等はあるか。

(委員)

- ・ハード対策の中に「ため池の補強・有効活用の推進」が記載してあるが、ハード対策のみでは計画期間である20年までに整備が完了しないと考えられる。

- ・ソフト対策として、ため池に関する取組を設定することを念頭に置く必要があるのではないか。

(事務局)

- ・担当部局と連携して再度検討を行う。

(委員長)

- ・ため池について、居住誘導区域や都市機能誘導区域に残存する災害リスクはあるのか。

(事務局)

- ・視点①「垂直避難ができるかどうか」、視点②「水平避難ができるかどうか」、視点③「要配慮者の生命維持に危険はないか」で分析を行っており、居住誘導区域内にハザードエリアは残存しているが、いずれも規模が小さく、人的・物的被害が発生するリスクは低いと予想される。

(委員長)

- ・今回の分析により居住誘導区域内でリスクが高い場所が特定されるため、今後、優先的に整備を行うべき箇所の選定などに活かしていただきたい。

(委員)

- ・本来であれば、居住誘導区域は、災害リスクの検討を踏まえてこの範囲で妥当かどうかを判断した上で確定させるべきではないか。
- ・現在の居住誘導区域は人が住んでいるところを現状追認的に指定したように見て取れる。
- ・特に高潮については、現実的に仕方がない側面もあると理解しているが、浸水深3.0mとなると壊滅的な被害を受けるため、それが居住誘導区域に含まれる点を我々で議論する必要があるのではないか。

(事務局)

- ・高潮浸水想定区域は用途地域の半分以上が指定されており、浸水深3.0m以上の高潮が発生した場合、ほとんどの住宅で2階部分まで浸水して垂直避難もできないことに加えて、建物も甚大な被害を受ける規模となる。
- ・しかし、高潮浸水想定区域は、満潮時かつ雨風が極めて強い天候、堤防も機能していないような状態、つまり全ての条件が最悪の状態を想定した災害規模となっており、他の洪水や土砂災害などのハザードエリアと比較すると発生頻度が極めて低いものとなっている。
- ・加えて、発生条件である潮位や雨風は、事前予測が比較的容易なものとなっており、発生頻度が極めて低く、事前予測も可能な災害に対して、まちなかであってもハザードエリアを全て居住誘導区域から除外するのか、スーパー堤防を整備して高潮が全く発生しな

いようなハード対策を行うのか、と考えた場合、そういった対応は現実的ではないと事務局では判断した。

(委員)

- ・確かに、浸水深3.0m以上とすると用途地域のほぼ全域を除くことになってしまうが、浸水深5.0m以上のエリアについては、居住誘導区域から除外するという考え方もありえるのではないかな。

(事務局)

- ・この点については、担当部局と再度検討する。
- ・なお、現在の居住誘導区域は設定フローにおいて、洪水とため池浸水想定区域の浸水深3.0m、洪水における家屋倒壊等氾濫想定区域、津波浸水想定区域の浸水深2.0m以上、土砂災害警戒区域等を極めて危険なハザードエリアとして除外することとしている。

(委員)

- ・「極めて危険なハザードエリア」という定義は国土交通省の手引きなどに記載はあるのか。

(事務局)

- ・国土交通省の手引き上は「除くことか好ましいエリア」という表現で記載しており、高潮浸水想定区域については、その中に含まれていない。

(委員)

- ・目標値について、5つの取組方針に対応する形で設定された方が良いのではないかな。
- ・また、指標3について、観光や子育て支援などの一般的なまちづくりに関するものであれば事務局案のような定性的な指標でも良いが、防災に関しては「市民がどう思っているか」といった定性的な指標は適切ではなく、定量的な指標の方が適切ではないかな。

(事務局)

- ・1点目の取組方針と目標値の対応関係については、会議後に個別にお話をさせていただきたい。
- ・2点目については、事務局でも目標指標の設定に苦慮しており、他都市でも同様の指標を設定していることを踏まえて、事務局案のような指標を設定した。

(委員長)

- ・具体的な取組一覧を見ると、他にも目標値として設定できるものがあるのではないかと考える。

(委員)

- ・私も同様の意見であり、どこまで細かく見るのか、という問題はあるが、せっかく各種分析が行われているため、その分析に対応した目標値などをもう少し細かく設定していただいた方が良い。

(委員長)

- ・避難距離について、事務局では500m圏を水平避難が可能なエリアと見なしているようだが、これはあくまで地形的な起伏が無い場所を想定したものではないか。
- ・伊万里市の中心部は比較的平坦な地形だが、少し離れると起伏が大きくなる印象を持っている。
- ・また、雨が降ると道路が冠水するおそれがあることから、実際の災害発生時には避難できるルートが限られ、場合によっては何キロも歩かなければならない可能性もあるため、その点について、検討は不要なのか。

(事務局)

- ・より詳細な分析を行う場合もあれば、簡易的な分析のみを行う場合もある。
- ・委員長がご指摘されたような浸水到達時間や直線距離ではなく道路網を用いた詳細分岐を行うことも技術的には可能だが、全国的にも事務局が提示したような一定の閾値を設けた距離圏で簡易的な分析を行うものが一般的となっている。

(委員長)

- ・検討から除外しているものがあるのであれば、それも含めて分析を行っていただきたい。
- ・私の希望ではあるが、伊万里市ならではの課題を抽出するためにも、全国的な指標ではなく、伊万里市に特化した分析を考えた方が良いと考える。

(事務局)

- ・分析方法については改めて検討を行う。

(委員長)

- ・他にご質問がなければ協議事項2に進む。

(2) 目標値の設定について

資料を用い、立地適正化計画に定める目標値の設定について説明を行った。

●施策・誘導方針1：都市機能の維持・誘導による魅力的な拠点形成に係る目標値について

- ・目標値として、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合（都市機能誘導区域内の誘導施設数／市内全域の誘導施設数）を定めた。
- ・令和7年の現況値は41.2%であり、目標年次である令和27年までに43.0%を目指すこととした。

●施策・誘導方針2：生活利便性・安全性の高いエリアへの居住の誘導に係る目標値について

- ・目標値として、①居住誘導区域内の人口密度、②居住誘導区域内の人口割合、という 2 つの指標を定めた。
- ・指標①の令和 2 年の現況値は29.1人/haであり、目標年次である令和27年まで25.0人/haを維持することとした。
- ・指標②の令和 2 年の現況値は30.6%であり、目標年次である令和27年までに35.0%を目指すこととした。

●施策・誘導方針 3 : 子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に係る目標値について

- ・目標値として、①市全体における子育て支援に「満足」、「どちらかといえば満足」している人の割合、②市全体における年少人口（15歳未満）の転入超過数、という 2 つの指標を定めた。
- ・指標①の令和 5 年の現況値は34.8%であり、目標年次である令和27年まで55.0%を目指すこととした。
- ・指標②の直近 5 年間平均の現況値は年間22人の転出であり、目標年次である令和27年までに現況値からの転出数の抑制を目指すこととした。

●施策・誘導方針 4 : だれもが移動しやすい交通環境の確保に係る目標値について

- ・目標値として、市全体における公共交通圏域の人口カバー率を定めた。
- ・令和 2 年の現況値は79.3%であり、目標年次である令和27年までに82.0%を目指すこととした。

(委員長)

- ・目標値について説明いただいたが、ご質問やご意見等はあるか。

(委員)

- ・都市機能誘導区域の指標について、これらの指標は市全体に対してその区域内の数値の割合となっており、区域内の数値が下がったとしても、外側の数値がさらに下がれば指標としては上がってしまうのではないか。
- ・つまり、「計画の適切な運用はできていないが評価としては上がる」という結果になるため、注意が必要だと感じるのだが、この点についてどう考えるか。

(事務局)

- ・指摘されたような現象は十分起こりうるが、国が毎年、立地適正化計画を作成している自治体に対して計画の進捗状況・達成状況を把握するための調査を行っており、そこで使用されている指標と整合を図るため、事務局のような指標の設定とした。

(委員)

- ・「区域内だけの増減率」のような数値を合せて設定しないと片手落ちのように感じる。

(事務局)

- ・指標の追加を検討する。

(委員長)

- ・方針3の「子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に係る目標値」について、例えば、居住誘導区域内の保育施設における待機児童数なども関係するように思える。

(事務局)

- ・保育施設等の子育て支援施設については、伊万里市では待機児童数が0人となっていることから、目標値として保育施設等の施設数を設定してしまうと、すでに達成しているものを目標値にする形となるため、事務局で検討した上で含めないこととした。

(委員長)

- ・児童数が減り、学校の合併などが行われると歩いて登校できない子どもなどが出てくる可能性がある。
- ・通学バスの運行など、そういった視点ではどうか。

(事務局)

- ・市長がスクールバスの運行を方針として定めており、現在、東陵学園という小中一貫学校において、2km圏外はスクールバスでの登校となっていることから、今後もこの方針は変わらないものと考えている。

(委員)

- ・感想になるが、居住誘導区域に関する目標値について、人口密度の現況値が29.1人/haという値は「高くはない」という印象を持った。
- ・この目標値は、区域を広げれば数値が下がり、中心によりコンパクトに設定すれば数値が上がるものとする。
- ・そして、この数値は伊万里市だけではなく、日本の現状を表しているような気がしており、目標値の25人/haという数値も「決して高くはない」と思った次第である。

(委員長)

- ・事務局案では、現況値と目標値しか情報として掲載していないが、伊万里市のこれまでの人口推移がどの程度で、今後はどのように推移していくのかの情報も目標値と併せて見せていただきたい。
- ・また、方針3の目標値について、アンケートの回答が現況値34.8%を60%まで目指すという点は、他の方針と比較してかなり高い目標設定になっている点も気になる。
- ・なお、今の私からの発言について、事務局からの回答は不要である。

(委員)

- ・居住誘導区域の目標値について、現況値29.1人/haに対して目標値25人/haとしているが、この社人研推計は都市部や地方部などで示されているものか、それとも伊万里市のみを対象にした数値なのか。

(事務局)

- ・伊万里市のみを対象としたもので、過去の社会増減や自然増減を加味した上で算出されている。

(委員長)

- ・説明にはなかったが、PDCAサイクルについて、本計画は20年後を展望した計画であり、5年ごとに見直すことになるのか。

(事務局)

- ・計画は今後20年間を見据えたものとなっているが、5年ごとに計画の評価・検証を行った上で、適正な管理運用管理を行うこととなる。

(委員長)

- ・PDCAサイクルの主体はどこになるのか。
- ・また、今回のような策定委員会は立ち上げないのか。

(事務局)

- ・基本的には事務局が担当されるものになる。
- ・委員会については、他都市の事例から見ると、見直し時にも立ち上げる可能性はある。

(委員長)

- ・PDCAサイクルでは、計画を実行して、チェックを行いアクションに移す、という流れになるため、チェックを行う人が計画を策定した人と同じである場合、自分に甘くなりがちであるため、その点も注意いただきたい。
- ・他にご質問がなければ協議事項3に進む。

(3) 素案について

資料を用い、立地適正化計画の素案について説明を行った。

●計画書の全体構成について

- ・これまでの委員会でのご意見等を踏まえて、序章「はじめに」、第一章「本市の現況と課題の整理」、第二章「まちづくりの方針」、第三章「誘導区域の設定」、第四章「誘導施設の設定」、第五章「誘導施策の設定」、第六章「防災指針」、第七章「定量的な目標値と評価方法」、という大きく8つの章で計画書を作成した。

(委員長)

- ・計画書の素案について説明いただいたが、ご質問やご意見等はあるか。
- ・無ければ私から、4ページに本計画の位置づけを記載してあるが、佐賀県の計画は「都市計画区域マスタープラン」が正しい表記ではないか。

(事務局)

- ・資料の誤記であるため、修正する。

(委員長)

- ・計画書の中で都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係について記載はあるのか。
- ・都市計画マスタープランと立地適正化計画が対象とする範囲が違う点などを説明として加えた方が良く考える。

(事務局)

- ・追記を検討する。

(委員長)

- ・本委員会では、この立地適正化計画と都市計画マスタープランの両方を策定することとなっているため、本来であれば、もう一方の都市計画マスタープランと見比べた上で議論を行うべきものと考えてる。

(事務局)

- ・都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係について、次回の11月に予定している策定委員会において、両計画の素案を皆さまにお示しして、いただいたご意見を踏まえた上で最終的な取りまとめを行いたいと考えている。

(委員長)

- ・概要版も11月の策定委員会に向けて作成するのか。

(事務局)

- ・概要版は最後、公表のタイミングでの作成を想定している。

(委員長)

- ・その場合でも、委員の皆さまには概要版も含めて策定した旨を通知するようにしていただきたい。

(事務局)

- ・最後に再度、委員会として集まっていただくかは未定だが、策定後は委員の皆さまに確実にお配りしたいと考えている。

(委員長)

- ・他に意見がないようであれば、本日の議事は以上とする。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。